

物件設置許可申請（公共污水ます取出し工事）について

公共下水道供用区域において、公共污水ますが設置されていない土地や、開発や分筆等により、新たに公共污水ますの設置が必要となった場合は、原因者（申請者）の負担により、公共污水ますを設置することができます。

○申請方法

物件設置（変更）許可申請書（様式第17号）に添付書類を添えて申請してください。

○添付書類

- ・位置図、平面図、縦断図、横断図、構造図（配管図、掘削断面図、舗装復旧図等）
- ・現場写真（全景、三方向、公共污水ます設置場所の写真）
(取出し管及び公共污水ますの設置場所がわかるよう、写真に位置を記入してください。)
- ・承認図（機械式支管及び管材料、公共污水ますの製品仕様図等）

○基準等

- ・公共污水ますは、フリーインバートタイプを標準とします。
- ・管材の継手はゴム輪継手の製品を使用してください。また、本管からの取付支管は機械式のものを使用してください。
- ・公共污水ますの蓋は、綾部市のデザイン蓋を使用してください。
また、必要に応じて鉄蓋を設置してください。
- ・取付管の勾配は1.0%以上確保してください。
- ・宅内の排水設備の管路勾配が2.0%以上確保できるように高さ設定を行ってください。
- ・本管からの取付支管は、既設取付支管から芯々で0.7m以上離して設置してください。
また、本管継目及びマンホールからは、端部と取付管芯を0.7m以上離してください。
- ・舗装復旧については、仮復旧、本復旧とも、道路管理者の指示に従ってください。

○注意事項

公道（国道、府道、市道、法定外道路等）内から設置を行う場合は、それぞれの管理者に占用申請が必要となるため、審査完了まで日数がかかります。

占用申請は下水道課から行いますが、必要な書類は申請者で作成してください。
書類や図面に不備があった場合は、修正をお願いします。
修正があった場合、審査に更に日数を要しますので、余裕をもって申請してください。
道路管理者の許可後でないと物件設置の許可はできません。
また、公道で施工される場合は、申請者において事前に警察の道路使用許可を取っておいてください。

物件設置（変更）許可決定通知書（様式第18号）は、道路使用許可の写しと引き換えにお渡しします。

○工事・立会について

物件設置に係る施工箇所付近の構造物及び地下埋設物については、申請者の責任で、調査・管理者との協議を十分に行なった上で施工してください。

掘削深が 1.5m を超える場合は土留工を設けて施工してください。

物件設置の工事を行なう際に、以下の作業について立会・確認を行ないますので、施工日を事前（数日前）に連絡してください。

また、施工日において、以下の作業前（約 30 分前）には連絡をお願いします。

- ・穿孔コア確認（コア及び切片）
- ・取出し管勾配確認
- ・公共污水ます立て管確認
- ・公共污水ます水平確認

○土工、舗装復旧について

- ・保護砂は管下、管上とも 10cm 以上入れてください。
- ・埋戻しの転圧は 20cm ごとに行ってください。
- ・舗装仮復旧、本復旧は道路管理者の指示に従ってください。
- ・それぞれ出来形検測を行い、写真を撮影してください。

○完了後の提出書類

工事完了後（本復旧まで終了した後）、7 日以内に物件設置完了届に以下の書類を添えて、1 部提出してください。

- ・出来形図面
- ・工事写真

○工事写真について

以下の写真（該当するもの）を提出してください。

- ・着工前三方向（正面、左右で 3 枚）
- ・完成三方向（正面、左右で 3 枚）
- ・アスファルト舗装取壊（切断状況、取り壊し状況、殻積み込み状況）
- ・アスファルト舗装復旧（着工前、施工状況、出来形）
- ・土工（掘削状況、掘削出来形検測、軽量鋼矢板建て込み状況、埋戻し転圧状況）
- ・穿孔状況（本管穿孔前、穿孔状況、コア確認、機械式支管取り付け状況、完了）
- ・管設置延長検測（勾配定規の気泡も撮影、全長がわかる写真）
- ・占用延長検測
- ・公共污水ます設置状況（垂直・水平の設置確認）
- ・交通誘導員・看板配置状況